

2021年9月21日

受益者の皆さまへ

アセットマネジメントOne株式会社

「DIAM中国A株ファンド」

繰上償還（信託終了）（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび弊社の追加型証券投資信託「DIAM中国A株ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、信託財産の状況等に鑑み、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させていただき予定といたしましたので、お知らせ申し上げます。

この繰上償還（信託終了）は、「投資信託及び投資法人に関する法律」および信託約款の規定に従い、書面による決議をもって決定されます。2021年9月21日時点の当ファンドの受益者の皆さまは、書面決議において議決権を行使することができます。

繰上償還（信託終了）は、議決権を行使できる受益者さまの議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。

■ **必要なお手続きについて**

賛成の場合 → お手続きの必要はございません。

ご返信がない場合はご賛成いただいたものとみなしますので
「議決権行使書面」をご郵送いただく必要はございません。

反対の場合 → 「反対」の意思表示を行ってください。

3ページの「繰上償還（信託終了）に反対する場合のお手続き」をご参照いただき、「議決権行使書面」をご郵送ください。

本件につきご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。
なお、お客さまの口座内容等に関するご照会は、取扱販売会社にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

【コールセンター】0120-104-694 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

敬具

1. 繰上償還（信託終了）を行う理由

当ファンドは2010年12月30日に設定し、主として中華人民共和国の金融商品取引所に上場している中国株に実質的に投資を行い、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ってまいりました。しかしながら、2021年6月末時点の受益権口数が約3.4億口と信託約款に定める繰上償還（信託終了）の目安となる口数（10億口）を下回っているため、信託約款の規定に基づき繰上償還（信託終了）する予定です。

2 手続きの日程と概要

公告日*	2021年9月21日	本手続きの対象となる受益者の確定日
議決権の行使期限	2021年10月19日まで	議決権行使書面の受付期限
書面決議の日	2021年10月20日	繰上償還の可否決定日
繰上償還日（予定）	2022年5月10日	可決した場合の繰上償還予定日

- ※ 公告はアセットマネジメントOne株式会社のホームページに掲載します（電子公告）。
（ホームページ：<http://www.am-one.co.jp/>）
なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。
- ※ 書面による議決権の行使については、2021年9月21日現在の受益者の皆さまを対象としております。2021年9月22日以降に取得された受益権口数（2021年9月17日以降に取得申込みをされた受益権口数）は本件の対象とはなりません。ご了承ください。

3. 書面による議決権行使の方法

【繰上償還（信託終了）に賛成の場合】 ⇒ お手続きの必要はございません。

【繰上償還（信託終了）に反対の場合】 ⇒ 次ページのお手続きが必要です。

※書面決議において議決権を行使しない場合（議決権行使書面をご郵送されない場合）は、当ファンドの信託約款の規定に基づき、繰上償還（信託終了）について賛成していただけるものとしてお取り扱いさせていただきます。したがって、当ファンドの繰上償還（信託終了）に賛成していただける場合は、特に必要なお手続きはございません。

なお、賛成の旨の議決権を行使することも可能です。その際は、同封の「議決権行使書面」に必要事項をご記入および記載内容をご確認のうえ、同封の返信用封筒に封入し、アセットマネジメントOne株式会社にご郵送ください。賛成の手続きや記載方法等は次ページの反対の際の手続き方法をご確認ください。

【線上償還（信託終了）に反対する場合のお手続き】

反対される受益者の皆さまは、同封の「議決権行使書面」に必要事項をご記入いただき、同封の返信用封筒にて、アセットマネジメントOne 株式会社にご郵送ください。なお、2021年10月19日までにアセットマネジメントOne 株式会社に到着した分を有効とさせていただきます。

議決権行使書面にご記入いただく内容

- a. 記入日
- b. 賛成・反対の別（どちらかに○印をつけてください）
※反対される受益者の方は、「反対」に○印をつけてください
- c. 日中連絡先（電話番号）

<ご記入にあたっての注意事項>

- ・「議決権行使書面」にあらかじめ記載してあります「お名前」、「ご住所」、「販売会社・取扱店」、「議決権数（受益権口数）」をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。
- ・同一の受益者の方が同一の議案に対して、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なる場合は、重複行使された議案の全ての議決権に関して無効とさせていただきます。
- ・賛成・反対の表示がない議決権行使書面（賛成・反対のどちらにも○印がつけられていないもの）をご郵送いただいた場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

なお、返信用封筒をご使用にならない場合には、以下の宛先にご送付ください。

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-8-2 鉄鋼ビルディング
アセットマネジメントOne 株式会社
商品開発グループ ディスクロージャーチーム 書面決議受付係

(※同封の返信用封筒は料金受取人払専用のため、別の郵便番号となっています。)

<ご送付いただいた議決権行使書面の取り扱い>

- ・ご記入内容に不備がある場合や判読困難な場合などは、受益者の皆さまの権利保護の観点から、販売会社またはアセットマネジメントOne 株式会社から確認のご連絡を差し上げることがありますのでご了承ください。
- ・受益者の皆さまの個人情報情報はアセットマネジメントOne 株式会社のホームページに掲載している「個人情報保護に関する事項 お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」に則って取り扱い、書面決議に関する事務を処理する目的以外には使用いたしません。また、取得した個人情報情報は必要な範囲で弊社および販売会社において共有いたします。

4. 繰上償還（信託終了）の実施の判定

繰上償還（信託終了）については、2021年10月20日に賛成・反対の口数を集計し、実施するか否かを判定いたします。

<繰上償還（信託終了）を実施する場合>

書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。

可決された場合、2022年5月10日に、当ファンドを繰上償還（信託終了）いたします。償還金は、繰上償還日から起算して5営業日までに、販売会社を通じてお支払いを開始いたします。

<繰上償還（信託終了）を実施しない場合>

書面決議において否決された場合（賛成が3分の2未満であった場合）には、当ファンドの繰上償還（信託終了）は行いません。

否決された場合、繰上償還（信託終了）を行わない旨を、速やかに受益者の皆さまにお知らせいたします。

※書面決議の結果は、2021年10月20日（書面決議の日）以降、アセットマネジメント One株式会社のホームページ（<http://www.am-one.co.jp/>）およびコールセンター（電話：0120-104-694【営業日の午前9時～午後5時】）にてご確認ください。

5. ご換金の手続き

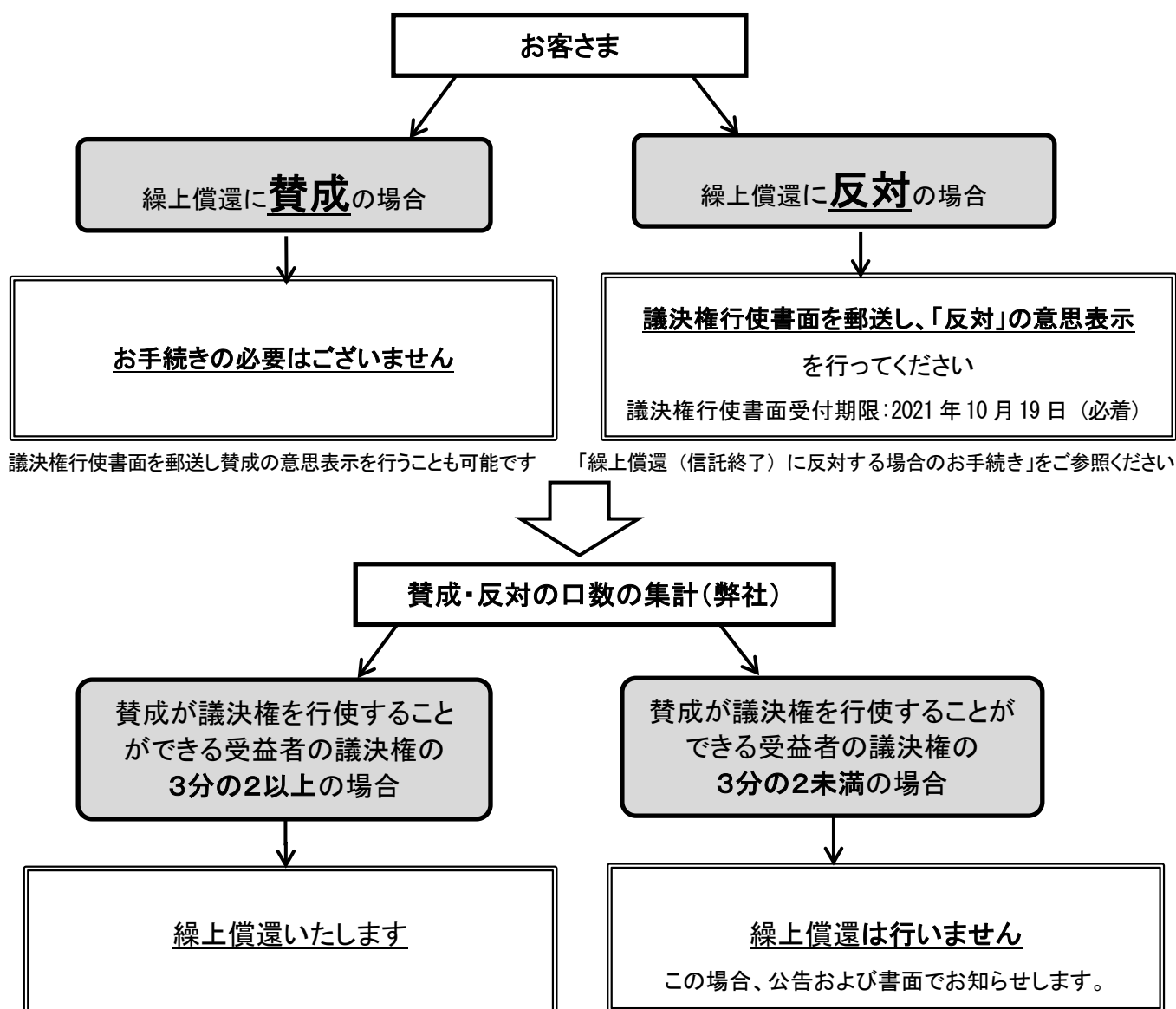
議決権行使期間中、および書面決議の日以降においても、販売会社において通常通り当ファンドのご換金（解約）のお申込みを受け付けております。その際の換金（解約）価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額となります。

信託終了日まで当ファンドを保有し、償還金をお受け取りいただくこともできます。

※当ファンドの信託約款の規定に基づき、議決権行使期間中、および書面決議の日以降も通常通りご換金（解約）のお申込みを受け付けているため、反対された受益者の方は受託銀行に対し買取請求をすることはできません。

以 上

<ご参考①> お手続きの流れ



※ 書面決議の結果は、2021年10月20日以降、アセットマネジメントOne株式会社のホームページ (<http://www.am-one.co.jp/>) およびコールセンター（電話：0120-104-694【営業日の午前9時～午後5時】）にてご確認いただけます。

償還金のお受取りについて

繰上償還（信託終了）をすることとなった場合、受益者の皆さまが反対の意思表示をされたか否かにかかわらず、繰上償還日（2022年5月10日）まで保有いただいた受益者の皆さまには、原則として繰上償還日から起算して5営業日までに、販売会社を通じて償還金のお支払いを開始いたします。詳しくは、取扱販売会社にお問い合わせください。

議決権行使期間中、および書面決議の日以降においても、販売会社において通常通り当ファンドのご換金（解約）のお申込みを受け付けます。なお、換金（解約）申込みの最終受付日につきましては、取扱販売会社にご確認ください。

<ご参考②> 繰上償還（信託終了）に関するQ & A

Q1：なぜ、繰上償還（信託終了）を行うのですか？

当ファンドの純資産総額は低水準で推移しており、受益権口数は信託約款に定められた口数（10億口）を下回る状態となっております。このような状況に鑑み、信託約款に基づく手続きを経て、繰上償還（信託終了）する予定です。

Q2：繰上償還（信託終了）の手続きに対して、受益者として何をしなければならないのですか？

繰上償還（信託終了）に賛成の場合は、お手続きの必要はございません。
繰上償還（信託終了）に反対の場合は、お手続きが必要です。3ページの「繰上償還（信託終了）に反対する場合のお手続き」をご参照の上、お手続きください。

Q3：繰上償還（信託終了）を実施するか否かは、どのように決定されますか？

書面決議により決定します。議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決され、賛成が3分の2未満であった場合には否決となります。

Q4：書面決議（繰上償還するか否か）の結果は、どのようにすれば知ることができますか？

書面決議の結果は、2021年10月20日（書面決議の日）以降、アセットマネジメントOne株式会社のホームページまたはコールセンターにてご確認いただけます。

ホームページ：<http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：電話 0120-104-694（営業日の午前9時～午後5時）

Q5：繰上償還（信託終了）が実施された場合、買付けた資金はどのようになりますか？

運用が終了し、償還金が支払われます。

Q6：繰上償還（信託終了）が実施された場合、償還価額はいつ分かりますか／償還金はいつもらえますか？

償還価額は償還日に確定します。償還金は、原則として繰上償還日から起算して5営業日までに、販売会社を通じてお支払いを開始いたします。

Q7：繰上償還（信託終了）が実施されないこととなった場合、どのようになりますか？

書面決議で繰上償還（信託終了）が否決された場合には、運用を継続しますが、純資産総額が小さい場合、運用方針に定められた通りの運用ができない可能性や、投資金額に対してかかる費用の割合が大きくなる場合等があります。

Q8：ファンドを売却することは可能ですか？

繰上償還（信託終了）の可否に関わらず、売却はいつでも可能です。ただし、投資信託説明書（交付目論見書）に記載のとおり、適格国外機関投資家（QFII）制度における規制等により、換金（解約）に伴う支払い資金の不足が予想される場合には、換金（解約）のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金（解約）のお申込みの受付を取り消すことがあります。なお、換金（解約）申込みの最終受付日につきましては、取扱販売会社にご確認ください。

その他、ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社のコールセンター（電話：0120-104-694）【営業日の午前9時～午後5時】